

グローバル個人情報保護セミナー ～EU・日本・シンガポールにおける実務対応～

2017年2月2日

第1部

日本の改正個人情報保護法：実務対応
～ガイドライン・パブリックコメントを踏まえて～

岩田合同法律事務所
弁護士 松田 章良

目次

I はじめに				4
1 法令・ガイドライン等の構造				5
2 基本的な定義の確認				6
3 必要となる実務対応の概要				10
II 改正の概要／実務対応				15
1 対象情報の明確化／カテゴリーの新設	1. 「個人情報」	1. 定義		15
		2. 特定個人を識別可能な情報		15
		3. 個人識別符号		16
		4. 実務上の対応		19
	2. 「要配慮個人情報」	1. ポイント		20
		2. 定義		22
		3. 取得にあたり同意が例外的に不要となる場合		25
		4. 必要な実務対応		28
	3. 「匿名加工情報」	1. 定義		29
2. 事業者課される義務の一覧			29	
3. 事業者課される義務			30	
4. 実務対応			35	
2 新たな規制の導入に伴うもの	1. 第三者提供の際のオプトアウトの厳格化	1. 本人同意の要否の整理(国内)		36
		2. 第三者提供に際してオプトアウト以外で本人同意が不要な場合(「第三者」に該当しない場合)		37
		3. オプトアウト		39
	2. 国外の第三者への第三者提供	1. 概要		41
		2. 本人の同意がない場合の対応		43
	3. 第三者提供に係る確認・記録義務	1. 適用がない場合		54
		2. 第三者提供を受ける際の確認義務		63
		3. 第三者提供を受ける際、行う際の記録義務		64
	3 その他	1. 安全管理措置		
III おわりに				69
Appendix				71

講師プロフィール 弁護士 松田章良 (AKIRA MATSUDA)

岩田合同法律事務所弁護士。2006年東京大学法学部卒業、2008年9月長島・大野・常松法律事務所入所。2015年コロンビア・ロースクール法学修士課程卒業(LL.M.、Harlan Fiske Stone賞)、同年NY州司法試験合格。2015年9月岩田合同法律事務所入所。同年11月よりシンガポールのDREW & NAPIER法律事務所に出向中。

キャピタル・マーケッツ及びM&A案件を中心とするクロスボーダーの企業取引及び、クロスボーダーの紛争案件を主に取り扱っているほか、東南アジア地域を中心として、日本企業の海外進出・展開に係る案件を多く担当している。個人情報保護法の分野では、日本法・シンガポール法の両方について、日系・外資系企業のコンプライアンスポリシーのレビューや、データの移転規制対応についての助言を行っている。

《連絡先》

岩田合同法律事務所

TEL: +81 3 3214 6282

E-MAIL: amatsuda@iwatagodo.com

Drew & Napier法律事務所

TEL: +65 6531 4112

E-MAIL: akira.matsuda@drewnapier.com

EUの一般データ保護規則： GDPRに関する最新の実務対応と ガイドラインの解説

岩田合同法律事務所・Drew & Napier法律事務所共催
「グローバル個人情報保護セミナー
～EU・日本・シンガポールにおける実務対応～」
(2017年2月2日、東京)

ウィルマーヘイル法律事務所
ブリュッセルオフィス
弁護士 杉本 武重
+ 32 2 285 49 69
Takehige.Sugimoto@WilmerHale.com

WILMERHALE® 

WILMER CUTLER PICKERING HALE AND DORR LLP®

WilmerHale



目次

- A. データ保護責任者に関するガイドライン(WP243)(第29条作業部会2016年12月13日付) 3
- B. データポータビリティの権利に関するガイドライン(WP242)(第29条作業部会2016年12月13日付) 54
- C. 管理者または処理者の主導監督当局の特定に関するガイドライン(WP244)(第29条作業部会2016年12月13日付) 106
- D. 拘束的企業準則vs標準契約条項(企業・団体は個人データ移転規制のためどちらを使用すべきなのか?) 135



A. データ保護責任者に関するガイドライン(WP243)(第29条作業部会2016年12月13日付)



目次

1. はじめに	5
2. データ保護責任者の選任	7
3. データ保護責任者の地位	34
4. データ保護責任者の任務	46



目次

- A. データ保護責任者に関するガイドライン(WP243)(第29条作業部会2016年12月13日付) 3
- B. データポータビリティの権利に関するガイドライン(WP242)(第29条作業部会2016年12月13日付) 54
- C. 管理者または処理者の主導監督当局の特定に関するガイドライン(WP244)(第29条作業部会2016年12月13日付) 106
- D. 拘束的企業準則vs標準契約条項(企業・団体は個人データ移転規制のためどちらを使用すべきなのか?) 135



目次

I.	はじめに	56
II.	データポータビリティの主要要素とは何か	60
III.	いつデータポータビリティが適用されるか	70
IV.	データ主体の権利行使に関する一般規則は、データポータビリティにどのように適用されるか	85
V.	データポータビリティはどのように提供されるべきか	94



C. 管理者または処理者の主導監督当局の特定に関するガイドライン(WP244)(第29条作業部会2016年12月13日付)



目次

I. 「個人データの越境的処理」	108
II. 主導監督当局	113
添付書類1. 主催監督当局の特定のための質問	131



D. 拘束的企業準則VS標準契約条項（ 企業・団体は個人データ移転規制のため どちらを使用すべきなのか？）



講師紹介

ウィルマーヘイル法律事務所ブリュッセルオフィス・シニアアソシエイト
弁護士 杉本 武重 (ブリュッセル(準会員)、日本国、米国NY州)

略歴:2004年3月慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2006年10月長島・大野・常松法律事務所入所。2012年6月シカゴ大学ロースクール法学修士課程卒業(LL.M)、2013年7月オックスフォード大学法学部法学修士課程卒業(Magister Juris)、2013年8月ウィルマーヘイル法律事務所入所、同事務所ブリュッセルオフィス・アソシエイト。2015年1月から同オフィス・シニアアソシエイト、デュッセルドルフ日本商工会議所法務委員会専門委員就任(2016年度および2017年度のEUの一般データ保護規則のセミナーを担当)、

主な取扱分野:EUデータ保護法(日本企業向けの一般データ保護規則のコンプライアンス対応等)、EUカルテル規制(国際カルテル事件における日本企業を代理した欧州委員会対応等)、EU企業結合規制及び標準必須特許問題を含むEU競争法全般

最近の主要講演:

- 日本貿易振興機構(ジェトロ)主催セミナー「EU・英国最新経済動向セミナー—ジェトロ事務所長による現地事情報告を中心に—」において「日本企業のEU一般データ保護規則への対応」と題する講演(東京・2016年12月7日)
- 日本経済団体連合会情報通信企画部会にて「EU一般データ保護規則が企業に与える影響」と題する講演(東京・2016年7月26日)
- 在英日本商工会議所主催「JCCI法務セミナー」にて「EUの一般データ保護規則」に関する講演(ロンドン・2016年7月7日)
- 在蘭日本商工会議所、ジェトロ・アムステルダム事務所、当事務所共催「EUの一般データ保護規則」に関するセミナーにて講演(アムステルダム・2016年6月29日)
- 在仏日本商工会議所主催「実務セミナー」にて「EUの一般データ保護規則」に関する講演(パリ・2016年6月15日)
- 日本貿易振興機構(ジェトロ)ロンドン事務所主催セミナーにおいて「EUのデータ保護法について」と題する講演(ロンドン・2016年5月4日)
- デュッセルドルフ日本商工会議所法務委員会主催セミナーにて「EUの一般データ保護規則」と題する講演(デュッセルドルフ・2016年4月15日)

Part 3

シンガポールにおける 個人情報保護法制 (PDPAを中心に)

2nd February 2017

Charmian Aw (Drew & Napier)

Akira Matsuda (Iwata Godo, seconded to Drew & Napier)

目次

1	イントロダクション		1
2	Overview		5
3	法令の構造		6
4	PDPAにおける9つの主要義務 ／適用範囲	PDPA上の9つの主要義務	8
		シンガポールと日本の主要な義務の比較	9
		適用範囲	13
5	ガイドライン／PDPA以外の法令		15
6	PDPA-特に重要なポイント	(1) 体制構築義務	21
		(2) 個人情報保護責任者(DPO)の選任義務	22
		(3) シンガポール国外への個人情報の移転に関する規制	23
		(4) 3つの適用除外(Business Contact Information、公的機関、組織再編の場合)	25
7	PDPA-その他の義務		28
8	情報漏えいへの対応		31
9	PDPCによるエンフォースメント(執行)		34
10	PDPA遵守のための個人情報保護ポリシー策定に向けて		39
11	結語		40
12	Appendix	Appendix A: 組織再編の場合の例外	41
		Appendix B: エンフォースメント事例一覧	45
		Appendix C: 制裁金の加重事由・軽減事由	54



Charmian Aw

- *Director, Telecommunications, Media and Technology (TMT) and Data Protection*
- LL.B. (Hons), National University of Singapore
Admitted as Advocate & Solicitor of Singapore in 2006
- **T: +65 6531 2235 F: +65 6535 4864 E: charmian.aw@drewnapier.com**

AREAS OF PRACTICE

- Charmian's key areas of practice are in corporate, TMT and data protection law. She is frequently involved in general corporate work, including drafting of agreements and restructuring work involving both private and public listed entities.
- Charmian has also been actively involved in assisting companies on Singapore data protection law compliance, including reviewing contractual agreements and policies, conducting trainings and audits, as well as advising on enforcement issues relating to security, access, monitoring, and data breaches. Charmian is "recommended for corporate-related TMT and data privacy work" by *The Asia Pacific Legal 500*, and a Leading Lawyer in *Who's Who Legal: TMT 2016*. In 2015, she was listed as one of 40 bright legal minds and influential lawyers under the age of 40 by *Asian Legal Business* and *Singapore Business Review* respectively.
- Charmian is a Certified Information Privacy Professional (Europe) (CIPP/E) and Certified Information Privacy Professional (Asia) (CIPP/A).

PUBLICATIONS

- Charmian contributed to the following publications:
 - Overview of the Singapore Telecoms and Media Regulatory Framework, *Getting the Deal Through 2012 – 2016* (Global Competition Review)
 - Overview of the Singapore Data Protection & Privacy, *Getting the Deal Through 2013 – 2017* (Global Competition Review)
 - DataGuidance publications (Singapore)
 - *Asian Legal Business, Key Developments in Singapore TMT Laws in 2012* (5 December 2012)
 - *Asian Legal Business, Data Protection in Singapore – Getting your Business Ready* (6 December 2012)
 - *legaleSE*, a Legal Handbook for Social Enterprises, a Law Society of Singapore publication